

番号：150990

国名：アルメニア

担当：地球環境部 防災グループ 防災第一チーム

案件名：地すべり災害対策プロジェクト中間レビュー調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年1月上旬から2016年4月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.4M/M、現地 0.5M/M、合計 0.9M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
4日	15日	4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月9日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。
なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 18点
 - ③語学力 9点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	アルメニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は

- 本件への参加を認めない。
(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

アルメニア国は地震帯に位置する山岳国で、地すべり、地震、洪水、気象災害（雹、暴風等）等の災害多発地域である。中でも地すべりは、国民生活、経済への被害は、既往被害額 21,060 百万 AMD (1ADM=約 0.23 円)、想定被害額 26,415 百万 AMD とされ、2012 年国家予算 9,116 億 AMD に対して、それぞれ 2.3%、2.9%と大きな額を占めている。

開発調査「地すべり災害対策・管理計画調査（2004～2006 年）」の結果では、全国に 2,504 カ所（小規模を含めると 530,000 カ所（国土面積の 8%））の地すべり危険個所が把握され、リスク地域の居住者は、全人口の 15%（約 47 万人）を占める。地すべりのリスクが極めて高い地域は、住宅がコミュニティ 233 か所（全体の 24%）、道路延べ 240km（全体の 3.2%）、鉄道延べ 4.8km（全体の 0.5%）となる。2011 年には北部都市イジェバン方面に向かう国道で大規模地すべりが発生し、死者が出た他、国境道路の封鎖により経済被害も発生している。

アルメニア国政府は、防災分野の体制強化を図っており、国家災害委員会（National Disaster Committee）を設置し、中央省庁が共同で緊急対応を行う体制を整えた他、2012 年に National Platform（日本の中央防災会議に相当する機能）を設置し、非常事態省（Ministry of Emergency Situations (MES)）を中心とした関係省庁、国際援助機関、NGO との連携体制を確立した。また、防災基金（DRRNP Fund : Fund for Disaster Risk Reduction National Platform）を設置した。また、地すべりに関しては、地すべり行政の基本方針として、2007 年に「Concept of Landslide Disaster Management」（地すべり災害対策コンセプト）」を策定しているが、同コンセプトで規定されている地すべり対策の実施体制が整っておらず、地すべりのリスク、緊急性、重大性に応じた体系的な対策が十分に実施されるに至っていない。

以上の背景に基づき、アルメニア国政府は地すべりに関する法制度・国家計画の整備、人材育成、地すべり危険地における土地利用、啓発、及び技術的な対策・対応による地すべり地の安定確保を目的とする技術協力を我が国に要請した。

本プロジェクトは、地すべり災害管理に関わる①技術・能力の習得、②ガイドライン及び法令・省令の整備、③実施体制整備の 3 つの成果からなる案件である。2013 年に政府で新たな地すべり災害管理コンセプトが承認されたことを受け、同年 10 月に設置された地すべり対策関係省庁職員からなる「地すべり災害管理ワーキンググループ」をカウンターパート（C/P）機関として、2014 年 8 月より 2017 年 8 月までの 3 年間の予定で、総括／地すべり対策、地すべり調査・解析・モニタリング、ボーリング技術、システム構築、ガイドライン・法令・省令整備の計 5 名の専門家（業務実施契約）により実施中である。

今回実施する中間評価調査は、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。なお、プロジェクト前半では成果①②に係る活動が中心であったため、本調査の中でも「技術・能力の習得」及び「ガイドライン及び法令・省令の整備」を重視し評価を行うこと。プロジェクト全体の活動予定は参考資料を参照。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2016 年 1 月上旬～1 月下旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目

とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。

- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ベトナム側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2016年1月下旬～2月中旬）

- ①JICA 調査団員等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本中間評価の評価手法について説明を行う。
- ③アルメニア側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及びアルメニア側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びアルメニア側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2016年2月下旬～4月上旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③中間評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- （1）評価報告書（英文）
- （2）担当分野に係る中間評価調査報告書（案）（和文）
- （3）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

- （1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年1月下旬～2016年2月中旬を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上 (現地傭人)
日本語⇄アルメニア語の通訳を現地にて提供
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

①PDM及びPO

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・アルメニア社会主義共和国地すべり災害対策プロジェクト詳細計画策定調査報告書

(3) その他

①業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウズベキスタン事務所及びアルメニア連絡所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所及び連絡所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所及び連絡所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上